

大和郡山市告示第79号

令和8年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示します。

大和郡山市長 上 田 清

1. 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

地方公共団体情報システム機構

東京都千代田区一番町25番地

2. 指定公金事務取扱者に委託した公金事務の内容

住民票の写し交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料、戸籍証明書交付手数料、戸籍の附票の写し交付手数料、所得証明書交付手数料、課税（非課税）証明書交付手数料の収納事務

3. 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年4月1日

4. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで